

引込線関係請負工事店 各位

県工組より以下の文章がきました。  
周知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

平成 27 年度工事費単価のお知らせ

東京電力(株)営業部より、(公社)全関東電気工事協会を通じて、平成 27 年度における工事費単価を下記の通り設定する旨の通知がありましたので、お知らせいたします。  
組合員の方へご周知くださいますようお願い致します。

記

	東京都区内	その他地域
高圧架空引込線 (1引込線あたり)	25,200円	20,000円
低圧架空引込線 (1引込線あたり)	10,800円	8,200円

- (注 1) 引込線はいずれも 1 口当たり単価とし、架空ケーブル施設・張替の場合も上記単価を適用する。
- (注 2) 上記単価は消費税等相当額を含む。
- (注 3) 平成 27 年 4 月からの消費税および地方消費税の税率変更に伴い、増税分を単価に反映している (消費税当相当額は各単価に 8/108 を乗じたものとする)。
- (注 4) 今後、消費税および地方消費税の税率変更があった場合についても、同様に単価へ反映する。
- (注 5) 東京都区内は島嶼を含む。

添付資料： 臨時工事費単価表  
諸工料単価表  
購入用計量器工事費単価表

以上

※全関からの添付資料は、各地区本部へメールで送信いたします。

## 臨時工事費単価表

(平成27年度適用分)

(単位；円)

	東京都区内	その他地域
高圧架空引込線	25,200	20,000
低圧架空引込線	10,800	8,200

(注1) 引込線はいずれも1口あたり単価とし、架空ケーブル施設・張替の場合も上記単価を適用する。

(注2) 上記単価は消費税等相当額を含む。

(注3) 平成26年4月からの消費税および地方消費税の税率変更に伴い、増税分を単価に反映している(消費税等相当額は各単価に8/108を乗じたものとする)。

(注4) 今後、消費税および地方消費税の税率変更があった場合についても、同様に単価へ反映する。

(注5) 東京都区内は島嶼を含む。

諸工料単価表  
(平成27年度適用分)

(1) 引込線・低圧計器等

		(単位：円)	
		東京都区内	その他地域
小改修 ※大改修以外：切り詰め、DV線足し線等	DV線・SVケーブール(吊架なし)	3.2mm(8mm2)以下 2,500	2,100
	DV線・SVケーブール(吊架なし) 張替	3.2mm(8mm2)以下 15,600	12,600
	DV線・SVケーブール(吊架なし) 張替 → DV線・SVケーブール(吊架なし)	3.2mm(8mm2)超過 22,500	16,300
	DV線・SVケーブール(吊架なし) 張替 → ネットセンジャー吊架	3.2mm(8mm2)以下 25,800	20,300
	ネットセンジャー吊架	3.2mm(8mm2)超過 31,500	23,700
	ネットセンジャー吊架 → DV線・SVケーブール(吊架なし) 張替	3.2mm(8mm2)以下 17,300	13,900
	ネットセンジャー吊架 → ネットセンジャー吊架	3.2mm(8mm2)超過 25,900	18,500
	ネットセンジャー吊架 → ネットセンジャー吊架	3.2mm(8mm2)以下 27,200	21,400
	※SVケーブール(ネットセンジャー吊架)足し線を含む	3.2mm(8mm2)超過 35,500	26,000
	高圧引込線改修	3.2mm(8mm2)超過 35,300	29,500
高圧開閉器絶縁加算		55,100	
絶縁器絶縁加算		6,700	
高圧開閉器改修加算		18,100	
高圧開閉器位置変更加算		66,900	
高圧架空引込線切断・接続		8,400	
低圧架空引込線切断・接続		2,500	
高圧変流器成器(VCT)切断・接続		7,000	
低圧地中引込線工事	お客さま敷地内設置のハンパホール内での接続工事のみ お客さま敷地内設置のハンパホール外での接続工事のみ	19,300 16,300	
屋敷立上り部分・供給用変圧器室・PMT・集合住宅用変圧器における切断・接続工事		6,900	
公共携帯電話通話端末外都庁予子位置変更工事(高圧)		3,900	
公共携帯電話通話端末外都庁予子位置変更工事(高圧)		7,500	
電流制限器	単独工事	1,800	
位置変更	付随工事	930	
低圧単独計量器	単独工事	2,800	
位置変更	付随工事	1,900	
低圧変流器付計量器位置変更(計量器単独)	単独工事	14,900	
低圧単独用計量器箱・フート位置変更	付随工事	14,000	
低圧組合せ計量器箱位置変更	単独工事	1,400	
区分設置位置変更	付随工事	4,600	
		1,800	
		930	

(注1) 付随工事とは引込線工事と同時にを行う場合をいい、単独工事とはそれ以外の場合をいう。

ただし、計器と電流制限器、計器と区分設置を同時に工事する場合、計器は単独工事単価を適用し、他は付随工事単価を適用する。また、計器や電流制限器、区分設置について、同時に複数のお客さまの工事を実施する場合は、いずれも付随工事単価を適用する。

(注2) 高圧開閉器位置替とあわせて変電器位置替を行う場合であっても、変電器位置替費用は申し受けない。

(注3) 高圧変流器成器(VCT)切断・接続を1次側・2次側双方実施する場合であっても、高圧変流器成器(VCT)切断・接続は1回分のみとする。

(注4) 上記単価は消費税等相当額を含む。

(注5) 平成26年4月からの消費税および地方消費税の税率変更に伴い、増税分を単価に反映している(消費税等相当額は各単価に8/108を乗じたものとする)。

(注6) 今後、消費税および地方消費税の税率変更があった場合についても、同様に単価へ反映する。

(注7) 東京都区内は島嶼を含む。

(2) 高圧計器位置変更

		(単位：円)		
		計器	計器+VCT	
計器箱	メータ数…1個	10,300	28,100	
		4,600	4,600	
	メータ数…1個	24,300	42,000	
		2,400	2,400	
	メータ数…2個	27,500	45,400	
合計計器箱	メータ数…3個	30,900	48,600	
	メータ数…5個	37,400	55,200	
VCTのみでの位置変更工事		VCT	24,700	
			2,400	

(3) 特別高圧計器位置変更

		計器	計器(60kV)	計器(270kV)	計器+VCT(20kV以下)
メータ数…1個		24,300	28,100	42,000	42,000
		—	—	—	2,400
メータ数…2個		27,500	31,300	45,400	45,400
		—	—	—	2,400
メータ数…3個		30,900	34,600	48,600	48,600
		—	—	—	2,400
メータ数…5個		37,400	41,100	55,200	55,200
		—	—	—	2,400

(注1) Aは単独計器箱の位置変更を伴う場合の加算工事費

(注2) Bは搬出入困難な場所(地上3階以上、地下2階以上の場合等)への位置変更の場合の加算工事費

(注3) SNWは、上記の表を適用せず個別採算とする。

(注4) VCTが据付渡しとなる場合は、上記の単価に据付渡しの工事費を加算する。

(注5) 上記単価は消費税等相当額を含めたものとする。

(注6) 平成26年4月からの消費税および地方消費税の税率変更に伴い、増税分を単価に反映している(消費税等相当額は各単価に8/108を乗じたものとする)。

(注7) 今後、消費税および地方消費税の税率変更があった場合についても、同様に単価へ反映する。

(4) 使用電力量表示端末の取扱い

供給調度契約に使用する使用電力量表示端末の移設工事費は、契約有効期間内に工事が行われる場合は有償とし、それ以外の期間に工事が行われる場合は無償とする。

ただし、当該の年度の需給調整契約の申込と計器移設の申込が同時になされ、かつ、その工事が需給調整契約の需給開始日の前日までとなる場合(ただし、当社都合により工事が遅延する場合はお客さまの希望日を工事日とみなす。)は無償とする。(新規取付けとして取り扱う。)

なお、この場合で計器移設の申込が需給調整契約の申込になされたときは、需給調整契約の申込がなされた時点で無償とする。

## 購入用計量器工事費単価表

(平成27年度適用分)

(単位：円)

計量器種類		東京都区内	その他地域
低 圧	強化耐候型 30A・120A (逆回転阻止機能付)	11,000	同左
	5A (逆回転阻止機能付) ※ CTを供給用計量器と共用する場合	55,100	同左
	5A (逆回転阻止機能付) ※ CTを購入用計量器のみで使用する場合	85,400	同左
高 圧 ( お よ び 5 0 A ) V C T 2 0 A	三相3線 110V5A (逆回転阻止機能付) 新設時取付	174,600	同左
	三相3線 110V5A (逆回転阻止機能付) 特検時取替	36,800	同左
	三相3線 110V5A (逆回転阻止機能付) 同検時取替	104,900	同左
高 圧 ( 2 0 0 A ) V C T	三相3線 110V5A (逆回転阻止機能付) 新設時取付	205,600	同左
	三相3線 110V5A (逆回転阻止機能付) 特検時取替	34,000	同左
	三相3線 110V5A (逆回転阻止機能付) 同検時取替	118,400	同左

(注1) 低圧の購入用計量器においては、線式による区分はなく、単相3線式・三相3線式とも、共通の単価となる。

(注2) VCTがS型の場合は全て個別採算とする。

(注3) VCTが共用できない場合や購入用計量器を当社施工・資産とすることについてお客さまの同意が得られない場合は、お客さまの資産となることから採算対象外とする。

(注4) 上記単価は消費税等相当額を含めたものとする。

(注5) 平成26年4月からの消費税および地方消費税の税率変更に伴い、増税分を単価に反映している(消費税等相当額は各単価に8/108を乗じたものとする)。

(注6) 今後、消費税および地方消費税の税率変更があった場合についても、同様に単価へ反映する。

(注7) 東京都区内は島嶼を含む。